

かかりつけ医療機関の選定要件(歯科診療所)

「かかりつけ医療機関」として認定を受けるためには、すべての要件を満たす必要があります。

- ① 在宅療養に移行する患者及び在宅療養中の患者に必要な医療及び介護、障害福祉サービスが提供されるよう、関係機関に働きかけることができること
- ② 在宅診療への対応が困難な歯科診療所などからの求めに応じて、可能な範囲で在宅診療を支援することができること